

令和3年第1回定例会

議案参考資料

議案第5号

令和3年2月17日

## 議案参考資料目次

議案第5号	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) ……………1
-------	---

議案第 5 号参考資料

件 名	専決処分の承認を求めることについて (埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
根拠法令等	地方自治法第 1 7 9 条第 3 項
<p><b>【趣 旨】</b></p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（施行期日は令和 3 年 2 月 1 3 日）に伴い、早急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）を改正する必要があったことから、令和 3 年 2 月 9 日に条例の一部を改正する条例を専決処分したものの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>条例附則第 5 条第 1 項において、引用していた新型コロナウイルス感染症の定義「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2」が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により削除されたことから次のように改めるもの。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</p>	
施 行 日	令和 3 年 2 月 1 3 日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等 (所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。以下同じ。)) に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等 (所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>